

令和3年3月定例教育委員会次第

日時：令和3年3月17日（水）
午前9時30分～午前11時30分予定
場所：犬山市役所4階401会議室

1. 開会

2. 教育長報告

3. 付議事件の審議

第35号議案 犬山市史編さん委員会規則の制定について (歴史まちづくり課)

第36号議案 犬山市文化財保護条例施行規則等の改正について (歴史まちづくり課、文化スポーツ課、子ども未来課)

第37号議案 犬山市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則の一部改正について (文化スポーツ課)

第38号議案 犬山市児童福祉施設等整備検討委員会規則の制定について (子ども未来課)

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

- (1) 後援名義使用承認に関する報告 (文化スポーツ課) No.1
- (2) 4月・5月行事予定表について (学校教育課) No.2
- (3) 令和3年度教職員定期人事異動に係る事項について (学校教育課) No.3
- (4) 令和3年2月議会について (教育部) No.4
- (5) 令和2年度犬山市教職員退職辞令伝達式について (学校教育課)
日時 令和3年3月31日(水) 午前10時00分より
場所 犬山市役所2階 205会議室
- (6) 令和3年度犬山市教職員辞令伝達式について (学校教育課)
日時 令和3年4月1日(木) 午前9時45分より
場所 犬山市役所2階 205会議室
- (7) 東京2020オリンピック聖火リレーの実施について (文化スポーツ課) No.5
- (8) 「犬山の教育施策2021 学びの学校づくり」について (学校教育課) No.6
- (9) 「犬山市立小中学校非違行為防止・対応マニュアル」について (学校教育課) No.7
- (10) 議会の議決を経るべき事件 (学校教育課) No.8
- (11) いじめ防止に向けて (学校教育課) No.9

6. その他

7. 自由討議

8. 閉会

犬山市教育委員会第35号議案

犬山市史編さん委員会規則の制定について

犬山市史編さん委員会規則を別紙のように定めるものとする。

令和3年3月17日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市史編さん委員会を設置するため必要があるからである。

犬山市史編さん委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市附属機関設置条例（平成28年条例第36号）第8条の規定に基づき、犬山市史編さん委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体の構成員
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第4条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、教育委員会が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第5条 委員会は、専門的な見地から調査及び検討を行うため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の構成員は、委員長が指名した者をもって充てる。
- 3 専門部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、委員長が指名する。
- 5 部会長は、専門部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する専門部会の構成員がその職務を代理する。

(専門部会の招集及び議事)

第6条 専門部会の会議（以下この条において「会議」という。）は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、委員長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 専門部会は、その構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、専門部会の調査又は検討が終了したときは、当該調査又は検討の結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部歴史まちづくり課において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

犬山市教育委員会第36号議案

犬山市文化財保護条例施行規則等の改正について

犬山市文化財保護条例施行規則等の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和3年3月17日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、行政手続きに係る押印を廃止するため、規則の一部を改正する必要があるからである。

犬山市文化財保護条例施行規則等の一部を改正する規則

(犬山市文化財保護条例施行規則の一部改正)

第1条 犬山市文化財保護条例施行規則（昭和52年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

　様式第1中「④」を削る。

　様式第2中「団」を「④」に、「引渡す」を「引き渡す」に、「き損」を「毀損」に改める。

　様式第3中「団」を「④」に改める。

　様式第4から様式第6までの規定中「④」を削り、「お届けします」を「届け出ます」に改める。

　様式第7中「き損」を「毀損」に、「お届けします」を「届け出ます」に改め、「④」を削る。

　様式第8中「通り」を「とおり」に改め、「④」を削る。

　様式第9中「④」を削り、「下さい」を「ください」に、「お届けします」を「届け出ます」に改める。

　様式第10中「④」を削り、「お届けします」を「届け出ます」に改める。

(犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和57年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

　様式第9中「④」を削る。

(青塚古墳史跡公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 青塚古墳史跡公園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

　第8条第1項中「寄贈又は」を「寄贈し、又は」に、「を委員会」を「に署名し、又は記名押印してこれを委員会」に改める。

　第9条第1項及び第3項中「を委員会」を「に署名し、又は記名

押印してこれを委員会」に改め、同条第4項中「教育委員会」を「委員会」に改める。

第10条第2項を次のように改める。

2 委員会は、借用した資料を返還したときは、所有者又は管理者に対し、資料借用書に記名させるものとする。

第12条（見出しを含む。）中「寄贈・寄託」を「寄贈、寄託」に改める。

様式第1中「④」を削り、「損傷又は滅失」を「損傷し、又は滅失」に、「撮影、複写及び」を「撮影し、複写し、及び」に改める。

様式第2中「損傷又は滅失」を「損傷し、又は滅失」に、「撮影、複写及び」を「撮影し、複写し、及び」に改める。

様式第3及び様式第5中「④」を削り、「申込みます」を「申し込みます」に改める。

様式第7中「④」を削る。

様式第8中「管理者」の「④」を「管理者」に、「汚損、き損」を「汚損し、毀損し、」に、

「

取扱者職氏名	印
--------	---

」

を

「

取扱者職氏名	
--------	--

」

に改める。

様式第9中「④」を削り、「申込みます」を「申し込みます」に、「損傷又は滅失」を「損傷し、又は滅失」に、「撮影、複写及び」を「撮影し、複写し、及び」に改める。

様式第10中「損傷又は滅失」を「損傷し、又は滅失」に、「撮影、複写及び」を「撮影し、複写し、及び」に改める。

(犬山市文化史料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 犬山市文化史料館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成24年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項、第16条第1項並びに第17条第1項、第3項及び第5項中「を委員会」を「に署名し、又は記名押印してこれを委員会」に改める。

第18条第2項を次のように改める。

2 委員会は、借用した資料を返還したときは、所有者等に対し、資料借用書に記名させるものとする。

様式第7、様式第9、様式第11、様式第13及び様式第15中「㊞」を削る。

様式第16中「取扱者職氏名印」を「取扱者職氏名」に改める。

(犬山市立幼稚園条例施行規則の一部改正)

第5条 犬山市立幼稚園条例施行規則（平成27年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第1、様式第4及び様式第6中「㊞」を削る。

(犬山市心身障害児通園施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 犬山市心身障害児通園施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成28年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1中「㊞」を削る。

(犬山市立保育園条例施行規則の一部改正)

第7条 犬山市立保育園条例施行規則（平成28年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第1（その1）、様式第1（その2）、様式第4中「㊞」を削る。

様式第6中「㊞」を削り、

「3. 利用を辞退する場合、「利用辞退届」を記入の上、辞退希望の前月までに提出してください。」

4. 訂正が必要な場合は保護者印で訂正してください。」

を

「3. 利用を辞退する場合、「利用辞退届」を記入の上、辞退希望の前月までに提出してください。」
に改める。

様式第9中「④」を削る。

(犬山市ファミリー・サポート・センターの設置及び運営に関する規則の一部改正)

第8条 犬山市ファミリー・サポート・センターの設置及び運営に関する規則(平成28年教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

様式第1、様式第2及び様式第4中「④」を削る。

(犬山市放課後児童健全育成事業実施に関する規則の一部改正)

第9条 犬山市放課後児童健全育成事業実施に関する規則(平成28年教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

様式第1、様式第4から様式第6まで及び様式第8中「④」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

○青塚古墳史跡公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正のための新旧対照表（第3条関係）

	新（改正後）	旧（改正前）
（資料の寄贈及び寄託）		（資料の寄贈及び寄託）
第8条 ガイダンス施設に資料を <u>寄贈し、又は寄託しようとする者</u> （以下「寄贈者等」という。）は、青塚古墳史跡公園資料寄贈・寄託申込書（様式第3）を3）に署名し、又は記名押印してこれを委員会に提出しなければならない。	第8条 ガイダンス施設に資料を <u>寄贈又は寄託しようとする者</u> （以下「寄贈者等」という。）は、青塚古墳史跡公園資料寄贈・寄託申込書（様式第3）を3）に署名し、又は記名押印してこれを委員会に提出しなければならない。	
2 略 （資料の返還）	2 略 （資料の返還）	2 略 （資料の返還）
第9条 ガイダンス施設に寄託をした資料の返還を受けようとする者（以下「返還申込者」という。）は、青塚古墳史跡公園資料返還申込書（様式第5）に署名し、又は記名押印してこれを委員会に提出しなければならない。	第9条 ガイダンス施設に寄託をした資料の返還を受けた者は、青塚古墳史跡公園資料受領書（様式第7）に署名し、又は記名押印してこれを委員会に提出しなければならない。	第9条 ガイダンス施設に寄託をした資料の返還を受けようとする者（以下「返還申込者」という。）は、青塚古墳史跡公園資料返還申込書（様式第5）を委員会に提出しなければならない。
2 略 3 前項の承認を受け、当該資料の返還を受けた者は、青塚古墳史跡公園資料受領書（様式第7）に署名し、又は記名押印してこれを委員会に提出しなければならない。	2 略 3 前項の承認を受け、当該資料の返還を受けた者は、青塚古墳史跡公園資料受領書（様式第7）を委員会に提出しなければならない。	2 略 3 前項の承認を受け、当該資料の返還を受けた者は、青塚古墳史跡公園資料受領書（様式第7）を委員会に提出しなければならない。
4 寄贈した資料は、原則として返還を申し出ることはできない。ただし、委員会が認めるときは、この限りでない。	4 寄贈した資料は、原則として返還を申し出ることはできない。ただし、委員会が認めるとときは、この限りでない。	4 寄贈した資料は、原則として返還を申し出ることはできない。ただし、教員会が認めるとときは、この限りでない。
5 略 （資料の借用）	5 略 （資料の借用）	5 略 （資料の借用）
第10条 略 2 委員会は、借用した資料を返還したときは、所有者又は管理者に対し、資料借用書に記名せらるものとする。	第10条 略 2 委員会は、借用した資料を返還したときは、所有者又は管理者に対し、資料借用書に記名せらるものとする。	第10条 略 2 借用した資料を返還するときは、当該借用書に返還を受けた旨、所有又は管理者の署名及び押印を繳するものとする。 (寄贈・寄託及び借用に係る資料の取扱い)
（寄贈、寄託及び借用に係る資料の取扱い）		（寄贈・寄託及び借用に係る資料は、ガイダンス施設所蔵の資料と同様の取扱いをするものとする。
第12条 寄贈・寄託及び借用に係る資料は、ガイダンス施設所蔵の資料と同様の取扱いをするものとする。		第12条 寄贈・寄託・寄託及び借用に係る資料は、ガイダンス施設所蔵の資料と同様の取扱いをするものとする。
2 委員会は、事前に所有者又は管理者に承諾を得なければならぬ。	2 委員会は、事前に所有者又は管理者に承諾を得なければならない。	2 委員会は、事前に所有者又は管理者に承諾を得なければならない。
○犬山市文化史料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正のための新旧対照表（第4条関係）		
（資料の館外貸出し）	新（改正後）	旧（改正前）
第13条 略		（資料の館外貸出し） 第13条 略

新(改正後)	旧(改正前)
2 史料館に所蔵する資料の館外貸出しを受けようとする者は、資料館外貸出許可申請書(様式第7)に署名し、又は記名押印してこれを委員会に提出しなければならない。	2 史料館に所蔵する資料の館外貸出しを受けようとする者は、資料館外貸出許可申請書(様式第7)を委員会に提出しなければならない。
3 及び4 略 (寄贈の手続)	3 及び4 略 (寄贈の手続)
第16条 史料館に資料の寄贈をしようとする者は、資料寄贈申請書(様式第9)に署名し、又は記名押印してこれを委員会に提出しなければならない。	第16条 史料館に資料の寄贈をしようとする者は、資料寄贈申請書(様式第9)を委員会に提出しなければならない。
2 略 (寄託の手続)	2 略 (寄託の手続)
第17条 史料館に資料の寄託をしようとする者は、資料寄託申請書(様式第11)に署名し、又は記名押印してこれを委員会に提出しなければならない。	第17条 史料館に資料の寄託をしようとする者は、資料寄託申請書(様式第11)を委員会に提出しなければならない。
2 略	2 略
3 史料館に寄託をした資料の返還を受けようとする者は、寄託資料返還申請書(様式第13)に署名し、又は記名押印してこれを委員会に提出しなければならない。	3 史料館に寄託をした資料の返還を受けようとする者は、寄託資料返還申請書(様式第13)を委員会に提出しなければならない。
4 略 (借用の手続)	4 略 (借用の手続)
5 寄託した資料の返還を受けた者は、寄託資料受領書(様式第15)に署名し、又は記名押印してこれを委員会に提出しなければならない。	5 寄託した資料の返還を受けた者は、寄託資料受領書(様式第15)を委員会に提出しなければならない。
第18条 略 2 委員会は、借用した資料を返還したときは、所有者等に対し、資料借用書に記名させるものとする。	第18条 略 2 委員会は、借用した資料を返還するとときは、資料借用書に返還を受けた旨を示す所有者等の署名及び押印を受けるものとする。

犬山市教育委員会第37号議案

犬山市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則の改正について

犬山市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和3年3月17日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市立小学校及び中学校の施設開放を円滑に行う必要があるからである。

犬山市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則

犬山市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則（昭和51年教委告示第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「確保のために」を「確保のため」に、「、学校の施設を住民の利用に供する（以下「学校施設の開放」という。）ために」を「実施する学校施設の開放（以下「開放」という。）について」に改める。

第2条を次のように改める。

（管理責任）

第2条 開放に関する事務は、犬山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理するものとし、開放を行う学校（以下「開放学校」という。）の校長は、開放に伴う一切の責任を負わないものとする。

第3条第1項中「学校施設を開放する学校」を「開放学校」に改め、同条第2項中「学校施設の開放」を「開放」に、「について」を「について協議し」に改め、同条第3項中「次の各号」を「次」に、「委嘱する」を「依頼する」に改め、同項第1号を次のように改める。

（1）開放学校の校長又は教員

第3条第4項中「2年」を「1年」に、「補欠委員の任期は」を「補欠の委員の任期は、」に改める。

第4条を次のように改める。

（開放の種類）

第4条 開放の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) スポーツ開放 スポーツ及びレクリエーションの利用に供するため、小学校及び中学校の校庭、体育館及び照明設備並びに中学校のクラブハウスを開放することをいう。
- (2) 校庭開放 幼児及び児童の遊び場としての利用に供するため、

小学校の校庭を開放することをいう。

第5条の見出しを「（開放する施設及び日時）」に改め、同条中「及び学校施設の実態並びに」を「、施設の実態及び」に、「学校施設及び開放する日時を指定」を「施設（以下「開放施設」という。）及び日時を決定するものと」に改める。

第6条第1項中「スポーツ開放学校」を「スポーツ開放を行う学校」に、「置くものとする」を「置く」に改め、同条第2項中「委嘱する」を「依頼する」に改める。

第7条中「ものは、次の各号」を「者は、次」に、「備えたものでなければならない」を「満たすものとする」に改め、同条第1号ア及びイを次のように改める。

ア 10人以上で構成された団体で、その構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学する者であること。

イ 団体の責任者が20歳以上であること。

第8条中「開放施設を利用しようとする者が、次」を「次」に、「その利用を認めないものとする」を「開放施設の利用を認めない」に改め、同条第1号中「ための利用」を「ために利用するとき。」に改め、同条第2号中「ための利用」を「ために利用するとき。」に改め、同条第3号中「もっぱら」を「専ら」に、「するための利用」を「して利用するとき。」に改め、同条第5号中「ことが」を「ことについて」に改める。

第9条中「この規則若しくは」を「開放施設を利用する者（以下「利用者」という。）がこの規則及び」に、「細則」を「規程」に、「利用者に対して」を「ときは、」に改める。

第10条中「スポーツ開放」を「スポーツ開放に係る施設」に、「利用希望日の20日から7日以前に別に定める申込書によって」を「教育委員会が別に定める期間に」に、「校長」を「校長」に改める。

第12条の見出しを「（賠償責任）」に改め、同条中「、設備等」を「又はその附属設備」に、「よって毀損若しくは」を「よって毀損

し、又は」に、「弁償」を「賠償」に改める。

第13条中「登録申請者は、全員「スポーツ傷害保険」」を「スポーツ開放に係る利用者は、スポーツの傷害保険」に改める。

第14条中「の実施について」を「に定めるもののほか、」に、「定めるものとする」を「定める」改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○犬山市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則の一部改正のための新旧対照表

	新(改正後)	旧(改正前)
(趣旨)	(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、犬山市における社会体育の普及並びに幼児及び児童の安全な遊び場の確保のため、学校教育に支障のない範囲で、学校の施設を住民の利用に供する(以下「学校施設の開放」という。)ために必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、犬山市における社会体育の普及並びに幼児及び児童の安全な遊び場の確保のために、学校教育に支障のない範囲で、学校の施設を住民の利用に供する(以下「学校施設の開放」という。)ために必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、犬山市における社会体育の普及並びに幼児及び児童の安全な遊び場の確保のために、学校教育に支障のない範囲で、学校の施設を住民の利用に供する(以下「学校施設の開放」という。)ために必要な事項を定めるものとする。
(管理責任)	(管理責任)	(管理責任)
第2条 <u>開放に関する事務は、犬山市教育委員会(以下「教育委員会」といふ。)が管理するものとし、開放を行う学校(以下「開放学校」という。)の校長は、開放に伴う一切の責任を負わないものとする。</u>	第2条 <u>学校施設の開放に関する事務は、教育委員会が管理するものとする。</u>	第2条 <u>学校施設の開放を行う学校(以下「開放学校」という。)の校長は、一切の責任を負わないものとする。</u>
(運営委員会)	(運営委員会)	(運営委員会)
第3条 教育委員会は、 <u>開放学校ごとに学校施設開放運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。</u>	第3条 教育委員会は、 <u>開放学校ごとに学校施設開放運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。</u>	第3条 教育委員会は、 <u>学校施設を開放する学校ごとに学校施設開放運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。</u>
2 運営委員会は、 <u>開放の日時及び運営に関する事項について協議し、教育委員会に意見を述べることができる。</u>	2 運営委員会は、 <u>開放の日時及び運営に関する事項について協議し、教育委員会に意見を述べることができる。</u>	2 運営委員会は、 <u>学校施設の開放の日時及び運営について、教育委員会に意見を述べることができる。</u>
3 運営委員会は、5名以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が依頼する。	3 運営委員会は、5名以内の委員で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。	3 運営委員会は、5名以内の委員で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
(1) <u>開放学校の校長又は教員</u>	(1) <u>学校施設を開放する学校長若しくは教員</u>	(1) <u>学校施設を開放する学校長若しくは教員</u>
(2)～(4) <u>略</u>	(2)～(4) <u>略</u>	(2)～(4) <u>略</u>
4 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	4 委員の任期は、 <u>2年</u> とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。	4 委員の任期は、 <u>2年</u> とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
(開放の種類)	(開放の種類)	(開放の種類)
第4条 <u>開放の種類は、次に掲げるとおりとする。</u>	第4条 <u>開放の種類は、次に掲げるとおりとする。</u>	第4条 <u>学校施設の開放は、次の各号に掲げるものとする。</u>
(1) <u>スポーツ開放</u>	(1) <u>スポーツ開放</u>	(1) <u>スポーツ及びレクリエーションの利用に供するため、小学校のグラウンド</u>
学校及び中学校の校庭、体育館及び照明設備並びに中学校のグラウンドを開放することをいう。		<u>びに中学校の校庭、照明設備、体育館及びバスケットボールコートを開放するもの</u>
(2) <u>校庭開放</u>	(2) <u>校庭開放</u>	(2) <u>校庭開放</u>
幼児及び児童の遊び場としての利用に供するため、小学校の校庭を開放することをいう。	幼児、児童の遊び場としての利用に供するため小学校の校庭を開放するもの	幼児、児童の遊び場としての利用に供するため小学校の校庭を開放するもの
(開放する施設及び日時)	(開放する施設及び日時)	(開放する施設及び日時の指定)
第5条 教育委員会は、運営委員会の意見、施設の実態及び市民の要望を考慮して、学校施設の意見及び学校施設の実態並びに市民の要	第5条 教育委員会は、運営委員会の意見、施設の実態及び市民の要望を考慮して、学校施設の意見及び学校施設の実態並びに市民の要	第5条 教育委員会は、運営委員会の意見、施設の実態及び市民の要望を考慮して、学校施設の意見及び学校施設の実態並びに市民の要

新（改正後）	旧（改正前）
して、開放する施設（以下「開放施設」という。）及び日時を決定するものとする。	望を考慮して、開放する学校施設及び開放する日時を指定する。
（管理指導員）	（管理指導員）
第6条 スポーツ開放を行う学校に管理指導員を置く。 2 管理指導員は、教育委員会が依頼する。	第6条 スポーツ開放学校に管理指導員を置くものとする。 2 管理指導員は、教育委員会が委嘱する。
（利用者の範囲）	（利用者の範囲）
第7条 開放施設を利用することができる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。	第7条 開放施設を利用するものは、次の各号に掲げる要件を備えたものでなければならぬ。
（1）スポーツ開放	（1）スポーツ開放
乙 10人以上で構成された団体で、その構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学する者であること。 イ 団体の責任者が20歳以上であること。	ア 大山市内に在住又は在勤する者のみで組織する10人以上の団体で教育委員会に登録されていること。 イ 成人の責任者若しくは指導者を有する団体であること。
（2）略	（2）略
（利用の禁止）	（利用の禁止）
第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、開放施設の利用を認めない。	第8条 開放施設を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を認めないものとする。
（1）特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれに反対するための利用、その他政治活動のために利用するとき。 （2）特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための利用、その他宗教活動のために利用するとき。 （3）専ら営利を目的として利用するとき。 （4）略 （5）その他教育委員会が利用させてることに適当でないと認めるとき。	（1）特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれに反対するための利用、その他政治活動のための利用 （2）特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための利用、その他宗教活動のための利用 （3）もっぱら営利を目的とするための利用 （4）略 （5）その他教育委員会が利用させることが適当でないと認めるとき。
（利用の中止）	（利用の中止）
第9条 教育委員会は、開放施設を利用する者（以下「利用者」という。）が第9条この規則及びこの規則に基づく規程に従わないときは、利用の中止を命ずることができる。	第9条 教育委員会は、この規則若しくはこの規則に基づく細則に従わない利用者に対して利用の中止を命ずることができる。
（利用の手続）	（利用の手続）
第10条 スポーツ開放に係る施設を利用しようとする者は、教育委員会が別に定める期間に、開放学校の校長を経由して教育委員会に申し込み、あらかじめその許可を得なければならない。 （賠償責任）	第10条 スポーツ開放を利用しようとする者は、利用希望日の20日から7日前に別に定める申込書によつて、開放学校の校長を経由して教育委員会に申し込み、あらかじめその許可を得なければならない。 （利用者の弁償責任）
第12条 利用者は、開放学校の施設、設備等を故意又は重大な過失によつて	第12条 利用者は、開放学校の施設、設備等を故意又は重大な過失によつて

新（改正後）	旧（改正前）
<p>によって毀損し、又は亡失したときは、賠償の責を負うものとする。 (傷害保険の加入)</p> <p>第13条 スポーツ開放に係る利用者は、スポーツの傷害保険に加入するものとする。 (雑則)</p> <p>第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>毀損若しくは亡失したときは、<u>弁償の責を負うものとする。</u> (傷害保険の加入)</p> <p>第13条 <u>登録申請者は、全員「スポーツ傷害保険」に加入するものとする。</u> (雑則))</p> <p>第14条 <u>この規則の実施について必要な事項は、教育委員会が別に定めるものとする。</u></p>

犬山市教育委員会第38号議案

犬山市児童福祉施設等整備検討委員会規則の制定について

犬山市児童福祉施設等整備検討委員会規則を別紙のように定めるものとする。

令和3年3月17日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、附属機関を設置するため必要があるからである。

犬山市児童福祉施設等整備検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市附属機関設置条例（平成28年条例第36号）第8条の規定に基づき、犬山市児童福祉施設等整備検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する学識経験者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 福祉及び医療に関する団体又は機関を代表する者
- (4) 地域の代表
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(審議対象施設)

第3条 委員会は、次に掲げる施設の整備に関する事項について調査及び審議する。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち、保育所及び児童厚生施設
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
- (3) 児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援を実施する施設

(会長)

第4条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、教育委員会が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育部子ども未来課において行う。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。